

新宿区教育委員会会議録

平成28年第1回臨時会

平成28年1月20日

新宿区教育委員会

平成28年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成28年1月20日(水)

開会 午後 4時00分

閉会 午後 4時56分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者	古 笛 恵 子	委 員	菊 池 俊 之
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 田 史 子
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 長 今 野 雅 裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
教 育 調 整 課 長	木 城 正 雄	教 育 指 導 課 長	横 溝 宇 人
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	山 本 誠 一
統 括 指 導 主 事	早 川 隆 之	統 括 指 導 主 事	篠 塚 幸 次

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 管 理 係	薬 袋 和 明
---------------------	---------	-----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 第1号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 第2号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について
- 日程第3 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第4号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第5 第5号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第6 第6号議案 新宿区立図書館条例の一部改正について
- 日程第7 第7号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第8 第8号議案 平成27年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

報告

- 1 図書館資料の返却期限の延長手続きの改正について（中央図書館長）
- 2 中央図書館の拡張と特別整理期間の設定について（中央図書館長）
- 3 その他

◎ 開 会

○古笛委員長職務代理者 定刻となりましたので、ただいまから平成28年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、今野委員長が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

なお、本日の会議は、職務代理者の私、古笛が進行させていただきます。

会議録の署名者は、菊田委員にお願いいたします。

◎ 第1号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第2号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

◎ 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

◎ 第4号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について

◎ 第5号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第6号議案 新宿区立図書館条例の一部改正について

◎ 第7号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第8号議案 平成27年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

○古笛委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第1号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第2 第2号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第3号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第4号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について」、「日程第5 第5号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第6 第6号議案 新宿区立図書館条例の一部改正について」、

「日程第7 第7号議案 新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第8 第8号議案 平成27年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」を議題といたします。

それでは、第1号議案から第8号議案までの説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第1号議案から第8号議案まで御説明いたします。

お手元の第1回教育委員会臨時会議案概要をごらんください。

第1号議案新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらは、特別区人事委員会勧告を受けたもので、区長部局の職員と同様の改正となっているものでございます。幼稚園教育職員が分限処分として降給を受けた場合の取扱いを定めるものでございます。内容としては、分限処分として降給を受けた幼稚園教育職員の号給を、その降給する前日に受けていた号給の3号給下位の号給とするものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

第1号議案の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表をごらんください。初任給及び昇格昇給等の基準の見出しのところに、「等」を加えまして降給を示しているところでございます。具体的には第7条第6項が追加されまして、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給とするものでございます。

それでは、第1号議案の提案理由でございます。

幼稚園教育職員が分限処分として降給を受けた場合の取扱いを定める必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に第2号議案でございます。

新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正についてでございます。

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備するもので、引用条項を改めるものでございます。施行期日は平成28年4月1日でございます。

それでは、第2号議案の新宿区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例新旧対照表をごらんください。第1条について、下線部になりますが、「第6項」が「第5項」という形で変更になってございます。能力及び実績に基づく人事管理徹底のため地方公務員法が改正されたことから、引用条項の番号を改めるものでございます。

今回の法改正では、引用している条文の内容自体には、改正はございません。職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるという地方公務員法のこの規定に基づいて、条例

で定めるものといったものでございます。

それでは、第2号議案の提案理由でございます。地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に、第3号議案でございます。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらも第2号議案同様、地方公務員法の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

引用条項を改め、施行期日は平成28年4月1日でございます。

第3号議案の新旧対照表をごらんください。第1条の引用条項を「第6項」から「第5項」に変更するもので、第2号議案と同様、地方公務員法が改正されたことから、引用条項を改めるものでございます。

第3号議案の提案理由でございます。地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に第4号議案となります。

新宿区立幼稚園条例の一部改正についてでございます。こちらは国の幼児教育の負担軽減の方針を受けたものでございますが、新宿区立幼稚園の入園料及び保育料に関する多子負担軽減措置を拡充するため、所要の改正を行うものでございます。

内容としては、(1)多子負担軽減措置に係る多子計算の年齢制限の見直しを行うもので、従来は小学校3年生、9歳まででございました。それから(2)としては、ひとり親世帯等に該当する場合は、第1子の入園料及び保育料を半額とし、第2子以降の入園料及び保育料を無料とするものでございます。従来は第2子から半額、第3子から無料といったものでございました。ただし、こちらは世帯所得が約270万円以上600万円未満の世帯に限ったものでございまして、世帯所得が約600万円以上の世帯については、従前のおりとなっております。施行期日は、平成28年4月1日でございます。

それでは、第4号議案の新旧対照表をごらんください。入園料等で第7条第2項、こちらに下線部「5階層」が加わりまして、「4階層」に税額の基準を設けるものでございます。また、下線部「4階層に属する世帯にあっては、当該幼児よりも年長の者で、かつ規則で定める要件に該当する者」ということで、この規則に定める要件というのは年齢の基準になります。国の方針がまだ具体的な部分で定まってございませんので、規則に委任するものといったところでございますので、規則改正等の必要が生じた場合はお諮りするものでござい

す。

また、第3項の下線部は、ひとり親の拡充部分の規定でございます。

続いて、別表第2は別紙となります。現行では、4階層までの区分でございましたが、改正後は5階層となります。4階層と5階層は、所得割課税額が1円以上16万円未満である世帯と、それ以上である世帯とに分かれます。この16万円につきましては税額でございまして、先ほど概要で申し上げました所得の600万円に対応するところでございます。

第4号議案の提案理由でございます。新宿区立幼稚園の入園料及び保育料に関する多子負担軽減措置を拡充するため、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に第5号議案でございます。

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございます。

介護報酬及び補償基礎額を改定するものでございます。内容につきましては、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（東京都条例）の一部改正に合わせて、次のように改正するものでございます。

主としては、介護補償額の改定でございまして、常時介護を要する場合、また、臨時介護を要する場合で、実費負担を伴う介護、または親族等による介護、それぞれ変更と増額となるものでございます。

また、別表に規定する学校医及び学校歯科医の補償基礎額及び学校薬剤師の補償基礎額を経験年数によってそれぞれ変更するものでございます。それぞれ増額となっております。

補償基礎額の改正については、平成27年の東京都の職員の給与改定に基づいていることから、人事委員会勧告の引き上げを反映したものとして、積算基礎を参考に記載してございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

改正後の条例は、平成28年1月1日にさかのぼって適用するものでございます。

第5号議案の新旧対照表をごらんください。介護補償第13条、下線部のそれぞれが改正となっております。また、別表は補償基礎額表となっております。下線部が変更となります。人事委員会勧告によるもので、全て引き上げとなっております。

それでは、第5号議案の提案理由でございます。

介護補償及び補償基礎額を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためご

ございます。

それでは、次に6号議案でございます。

新宿区立図書館条例の一部改正についてでございます。新宿区立下落合図書館を設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせることとするほか、新宿区立四谷図書館の休館日及び開館時間を変更するものでございます。

改正内容としては、1として、新宿区立下落合図書館を設置、(1)位置として、東京都新宿区下落合一丁目9番8号。(2)開館時間は、火曜日から土曜日は、午前9時から午後9時45分まで。日曜日及び祝日については午前9時から午後6時まで。(3)の休館日は月曜日等となっております。

2として、新宿区立四谷図書館の週休日を火曜日とし、開館時間の規定を整備するものでございます。

施行期日につきましては、下落合図書館の設置に関する改正については、公布の日から起算して1年1カ月を超えない範囲内において規則で定める日。また、新宿区立四谷図書館の休館日の変更等に関する改正については、平成28年10月1日施行となっております。

準備行為としては、指定管理者の指定に関し必要な行為は、設置日前においても行うことができるものとなっております。

それでは、第6号議案の新旧対照表をごらんください。

別表第1は名称と位置の規定でございます。下線部の新宿区立下落合図書館を追加するものです。

それから、別表第3ですが、新宿区立四谷図書館と新宿区立下落合図書館の開館日の開館時間を定めるものでございます。

次に、別表第4でございますが、こちらは休館日の規定でございます。下線部、新宿区立四谷図書館の休館日を火曜日とし、新宿区立下落合図書館の休館日を月曜日とするものでございます。

それから、別表第5、こちらは指定管理者による管理の規定でございます。新宿区立下落合図書館を追加するものでございます。

それでは、第6号議案の提案理由でございます。新宿区立下落合図書館を設置するとともに、その管理を指定管理者に行わせることとするほか、新宿区立四谷図書館の休館日及び開館時間を変更する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に、第7号議案でございます。

新宿区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則でございます。新たにDVD、またDVDプレーヤー及びプロジェクターの団体貸し出しを行うものでございます。

DVDについては、貸出しの上限を5枚以内、貸出の期限を3日以内とします。また、DVDプレーヤーについては貸出しの上限台数を1台、貸出の期限を3日以内とするもので、プロジェクターも同様の規定となっております。

その他用語の整理を行います。施行期日は、平成28年3月1日でございます。

それでは、7号議案の新旧対照表をごらんください。まず、定義のところ、第2条下線部、視聴覚機材について、DVDプレーヤーとプロジェクターを追加いたします。それから、第4条、貸し出しの制限、です。こちらは、著作権の許諾によって貸し出しを制限する規定でございます。現行は個人のみで貸し出しをするもので、館長が指定したものは貸し出しができないというものでございましたが、改正後は、著作権の許諾の種別によって指定したもののうち、個人貸し出しができないもの、また、団体貸し出しができないもの、また、両方できないもの、3つの区分とする規定となっております。

続いて、別表第2につきましては、DVD、またはDVDプレーヤー、プロジェクター、下線部が追加になるものでございます。

それでは、第7号議案の提案理由でございます。DVD等について、新たに団体貸し出しを行う必要があるためでございます。

それでは、次に、第8号議案をごらんください。

こちら第8号議案 平成27年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断についてでございます。

初めに、外部評価委員会の概要についてお話ししたいと思います。

新宿区外部評価委員会は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申におきまして、区民と専門家等によるチェックの仕組みの早期創設の提案を受けまして、平成20年度からの新宿区基本構想、新宿区総合計画と新宿区第一次実行計画の進行管理を行うため、平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置されたものでございます。

平成24年度からは、新たに経常事業の評価を開始いたしまして、平成25年度からは第二次実行計画の評価を実施しているものでございます。

行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくといったものを目的としてございまして、外部評価委員会の構成については、15名で構成されています。学識経験者が3名、公募による区民が6名、区内各種団体の構成員

が6名でございます。それぞれ3つの部会に分かれまして、教育については、福祉・子育て・教育・くらしのグループの第2部会でございます。

それから、評価の流れですが、例年、内部評価につきましては、各部の職員（管理職）で構成された経営会議を内部評価委員会といたしまして、施策と事業の自己評価を5月ぐらいまでに完了いたします。そして、外部評価が6月から8月にかけて、外部評価委員からのヒアリングが事業ごとに30分程度実施されます。こちらで事業について外部評価委員と各課長とが質疑応答しまして、その後区長に報告いたします。11月ごろに外部評価実施結果報告書、お手元にあるブルーの冊子になりますが、こういったものが作成されるものでございます。この外部評価結果を受けまして、区長は総合判断を行い、予算編成に反映するとともに、その結果等を公表していくものでございます。

それでは、議案の中身に入っていきたいと思えます。1枚おめくりいただきますと、対象事業の一覧がございます。上に計画事業（まちづくり編）とございまして、事業名、それから所管課、それから外部評価の有無、外部評価を実施した場合は○がついてございます。それからページ数といったところでございます。その下、区政運営編、また経常事業でございます。

1ページをごらんください。

評価の内容については上の表になりますが、視点としては、サービスの負担と担い手、適切な目標設定、効果的・効率的な視点、また、目的の達成度、総合評価、事業の方向性といったもので内部評価を行い、外部評価がそれぞれ載っております。

内部評価に対して外部評価が適当であるとしているものは、教育委員会の考えと一致しているといったところがございます。ここでは量も多いため、内部評価に対して「適当でない」とされた外部評価を中心に御説明をさせていただきます。

それでは、1ページの計画事業14、学校の教育力の向上について、「適当でない」と評価した理由と教育委員会の対応が載っておりますので、若干御紹介させていただきます。

適切な目標設定についてでございますが、外部評価委員会からは、学校・教育委員会としての「教育観」が内部評価に示されるべきではないか。区の教育上の課題が提示され、課題解決のための目標が設定されるとわかりやすいと考える。区民が評価できるような数値化した新たな指標に期待するといったものに対して、教育委員会が示す事業は、教育目標を具体化した教育ビジョンに基づくもので、区の教育課題を解決するために設定されたものであり、このことについて内部評価の中で記載していきます。平成28年度からは、目標設定を見直し、

児童・生徒・保護者アンケートの結果等を指標としていきます。

中段では、目的の達成度についてですが、「学校の教育力の向上」のための区の教育課題を領域別に解明して、課題解決の方策を明示することはできないか。これに対して、「学校の教育力の向上」に示した手段は、教育ビジョンに示された課題である「学校の経営力の強化」や「地域と連携による教育の推進」等の領域別に、課題解決の方法を明示したものです。

それから、総合評価でございます。どのような教育課題があったのかわからない。区民の視点は「学力の向上」「生きる力の育成」など知育・徳育・体育の育成、向上を期待しているものではないか。これに対して、研究主題について、これまで「言語活動」「体力向上」「教育のユニバーサルデザイン」「道德教育」等を取り上げていますが、学校や教育委員会の取り組みや区の教育課題が区民によって分かりやすいものとなるよう、教育ビジョンとの関係性からも機会を捉えて明らかにしていきますといった対応となっております。

2ページにまいりまして、教育委員会の総合判断は今申し上げたような内容等についてまとめたものとなっております。

それでは、あと2点ございまして、もう一点目が7ページにまいりまして、計画事業20、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進でございます。こちらは適切な目標設定というところのみ適当でないといった評価でございまして、こちらは目標設定について平成25年度の外部評価で「子どもの目線に立った視点が必要である」と指摘しているが、今回の指標も地域協働学校の指定のみであるため適当でないと評価しているといったところに対しては、教職員、保護者による学校評価のほか、御指摘の子ども視点の視点を踏まえた評価として、児童・生徒による学校評価を既に実施している。その結果を踏まえて、「学校関係者評価」における地域との連携についての項目を今後の評価の指標に追加して、事業の検証等に役立てていくといったものでございます。

8ページに、教育委員会の総合判断ということでございまして、今後も各校の状況や地域の実情に十分配慮しながら、地域協働学校の指定校を増やしていきます。事業評価やその結果の分析については、より効果的なものになるよう引き続き検討していきますといったものでございます。

それから、最後に経常事業になりますが、16ページをごらんください。

経常事業の芸術鑑賞教育の推進でございます。こちらは、手段の妥当性、また、効果的、効率的といった点で適当でないと示されたものでございます。その指摘の内容については、区民が求める事業の目的である成長期にある児童・生徒が演劇や音楽を鑑賞して、興味や感

動を得たかどうかや、教育的な効果はどうであったかなどについての評価となっていないというものです。区民が分かりやすく理解できるような視点に立った内部評価を望む。

また、事業実施の多くが新宿文化センター大ホールとなっており、そこで演劇を上演するとなれば、舞台の大きさや設備から実施できる演劇が限定され、事業の多様性や柔軟性が損なわれることとなる。効果的、効率的なところでは、区民の立場からは、どのような教育効果があったのか明らかにしてほしい。事業の目的に沿った指標の設定を求めるといったものでございます。その対応としては、現在、鑑賞後の感想文から得られる児童・生徒の率直な意見や、なぜ感動したのかといった子どもたちならではの視点を日常の教育活動にも生かしていきます。教育効果を数値として指標化することは困難ですが、このような観点からの教育活動の工夫・改善を今後も継続していくとともに、児童・生徒の生の声をよりよい芸術鑑賞教育の推進に役立てていきます。また、児童・生徒の興味・関心や意識の変容等を把握する観点からも、感想文等の一層の活用を図ります。

それから、実施会場についての新宿文化センターについては、当該施設の条例の設置目的にも適っていると同時に、文化芸術の振興拠点として区が当該施設を保有していることから、可能な限り有効活用することが効率的で円滑な事業運営に資すると考えるといったものでございます。

17ページに、教育委員会の総合判断ということで、支援事業について引き続き継続と。それから、児童・生徒の興味・関心、意識の変容等を把握する観点から、感想文等の一層の活用といったところの記載をしているところでございます。

それでは、第8号議案の提案理由でございます。平成27年度内部評価及び外部評価の実施結果を踏まえた、教育委員会の総合判断を行うためといったものでございます。長くなりましたが、以上で私からの説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○古笛委員長職務代理者 説明が終わりました。

まず、第1号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○菊池委員 分限処分として降給ということで、これは懲罰ではない、効率を目的としたものであるということです。具体的に言いますと、どういう人は降給になるのかということについて、誰が判断し、降給させるのかということも含めて教えていただければと思います。

○教育指導課長 降給する場合、第1次評定者、幼稚園の場合は園長になります。その第1次評定者が最下位の段階の評価をした場合で、それでもなおかつ、その教員が特別区人事委員

会が定める措置、例えば研修などになるかと思えますけれども、それを行ったにもかかわらず改善されない場合に分限処分としての降給に当たるということになります。

○菊池委員 今まではそういうことはなかったということでしょうか。

○教育指導課長 今までそういった分限処分に当たるような幼稚園教諭はいなかったということとです。

○菊池委員 そういうことで、よくなるということになれば、素晴らしいとは思いますが、少しびっくりしました。そういうこともあるんだという感想です。

○古笛委員長職務代理者 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第1号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○古笛委員長職務代理者 では、第1号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○古笛委員長職務代理者 特にございませんでしょうか。

それでは、討論及び質疑を終了いたします。

第2号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○古笛委員長職務代理者 第2号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第3号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。引用条項の問題なのでよろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○古笛委員長職務代理者 特に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第3号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○古笛委員長職務代理者 第3号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第4号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○古笛委員長職務代理者 これも特に御意見、御質問がなければ、討論、質疑は終了させていただきます。

第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○古笛委員長職務代理者 第4号議案も、原案のとおり決定いたしました。

次に、第5号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○古笛委員長職務代理者 では、御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第5号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○古笛委員長職務代理者 第5号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第6号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○古笛委員長職務代理者 これも御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第6号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○古笛委員長職務代理者 第6号議案は、原案のとおり決定いたしました。

では、次に第7号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○教育長 今回の規則改正に至った、要望などの背景を説明していただきたいと思います。

○中央図書館長 図書館資料の視聴覚資料の特質でございますけれども、これはひとしく再生機材にかかわってまして、いろいろな技術革新の動向などもございます。例えて言いますと、今LPレコードも図書館資料として所蔵してございますが、再生機はほとんどCD、媒体もCDに移行しております。

このようなことから、映像資料については、16ミリフィルムが団体貸し出しの対象でございましたが、それに加えてDVDも図書館資料として充実して所蔵してきましたので、こちらの団体貸し出しも行うこととしました。

○羽原委員 貸出し対象となる団体について御説明ください。

○中央図書館長 こちらは条例施行規則の第10条に規定してございます。区内に事務所または事業所を有する法人その他の団体、家族は除くということ、それから構成員が10名以上であることというのが要件になってございます。

○羽原委員 その他の団体というのは、どういった団体でもいいということですか。

○中央図書館長 事務所、事業所を有する法人ということで、それ以外の団体、例えば、町会でありませつか、地域センターの管理運営委員会などが催し物の際に、こうした視聴覚やそ

の他の図書館資料を団体として借りて、上映会なりを催すというような場合でございます。

○羽原委員 分かりました。

○古笛委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第7号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○古笛委員長職務代理者 第7号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第8号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○古笛委員長職務代理者 特にございませんでしょうか。特になければ、では、討論及び質疑を終了いたします。

第8号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○古笛委員長職務代理者 では、第8号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたします。

◆ 報告1 図書館資料の返却期限の延長手続きの改正について

◆ 報告2 中央図書館の拡張と特別整理期間の設定について

○古笛委員長職務代理者 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

○中央図書館長 それでは、お手元に配付してございます報告1の資料をごらんください。

図書館資料の返却期限の延長手続きの改正についてでございます。

現在、図書館資料は、貸し出しの日から2週間が返却の期限となっておりますが、これを延長することができることとしています。その延長の申し出は返却期限の日と、もしくはその前日しか申し出ができなかったところを、返却期限内であれば、いつでも延長の申し出をできるように改めるものでございます。

具体的には、その申し出の日から2週間が新たな返却期限となります。

改正前と改正後のこの辺のイメージを図として示してございます。これは図書館の管理運営要綱を改正するものでございます。改正案につきましては、別紙の新旧対照表のとおりでございます。別紙をお開きいただきますと、現行の貸出期限の変更等というところで、現

在、第12条におきまして、「期間内に利用を終わらなかった者が、貸出期間の最終日又はその前日に」となっておりますところを、その期限内に延長を申し出た場合は、その延長を申し出た日から2週間の後に返却期限を設けるという内容に改正するものでございます。

また、表にお戻りいただきまして、今年の4月1日から施行する予定でございまして、今後、図書館のホームページ、また館内チラシ等で十分な周知を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、報告2でございまして。

中央図書館の拡張と特別整理期間の設定について御報告をいたします。

現在、中央図書館は拡張工事を行ってございまして、この拡張工事は本年の3月末に完了する予定でございまして。4月以降に、書架等の備品を整備して、別館の閉架書庫（旧体育館）から図書館資料を移設して、7月中旬頃にオープンする予定でございまして。

この拡張によりまして、現在、開架が10万点ぐらいでございましてところを1万5,000点さらに充実させ、また、閲覧席数も220席から280席と、60席ほど増やします。それから開架の面積につきましても、現在、旧中学校を利用してございましてけれども、開架面積は、おおむね14教室分のところを5教室分の増となります。現在工事を行っている箇所でございますけれども、旧戸山中学校の東側の校舎内の1階と2階を合わせまして大体520平米ぐらいの部分が拡張になるということでございまして。

ここには、参考調査用資料を充実させるほか、地域資料と一体的に配架すること。また、2階の談話室にグループ学習のコーナー、携帯電話コーナーなどを設置するほか、トイレなども増設して、利便性の向上を図るものでございまして。

なお、図書館では、特別図書整理として、所蔵する図書館資料の全数を所在確認するとともに電子目録、データとの照合を全部点検を行っております。この特別図書整理につきましても、条例で年1回7日以内の実施と規定してございまして。

今年度は、拡張に伴い、移設をする前に一旦全数点検を行い、移設後に所在が変わった段階で再度点検をしなければいけないという事情がございまして。条例上、教育委員会が必要と認めた場合には、この年1回7日以内というのを変更することができるとなっておりますので、これを2回とします。ただし7日以内は変えなく設定をさせていただきたいと考えてございまして。

平成27年度の場合は月曜日の休館日を挟みまして、計6日間、特別図書整理期間を設けました。平成28年度につきましても、これを2回にさせていただきまして、1回目は5月14日

と15日、こちらが土曜・日曜でございまして、それから月曜休館日を挟みまして、17日と18日ということで合計4日間。そして2回目の点検を6月14日、15日を特別図書整理日とさせていただきまして2日間、合わせて6日ということで、7日以内ということで、前年度と変わらない日数で工夫をさせていただき、利用者に極力支障のない形をとらせていただきたいと思いますと考えてございます。

周知方法につきましては、3月から来年度の図書館カレンダーを一斉に配布いたしますが、こういったところでの周知、またホームページ、館内掲示などによって周知を図ってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古笛委員長職務代理者 説明が終わりました。

まず、報告1について、御質問、御意見のある方はお願いいたします。

○羽原委員 この申し出というのは電話なのか、窓口での手続きが必要なのか、そのあたりはどのようなになっているのでしょうか。

○中央図書館長 こちらは電話でも手続をとらせていただきます。

○古笛委員長職務代理者 よろしいでしょうか。

○羽原委員 はい。

○古笛委員長職務代理者 私からもその点について質問です。電話と直接行って窓口での手続きということ、結局はその2つということでしょうか。

○中央図書館長 そうですね。あと、もう一つはファックスによる申し出も可能です。また、メールについては、残念ながらシステム的に十分な対応ができない部分がございますので、受け付けてございません。

○古笛委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

もう一点、お伺いさせていただきたいのですが、利用者への周知ということですが、区立図書館のホームページや「館内チラシ等」とありますが、この「等」には各家庭に配布される広報紙も含まれるということでしょうか。

○中央図書館長 はい、広報紙にも掲載するようにしたいと考えてございます。

○古笛委員長職務代理者 そのほかございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○古笛委員長職務代理者 では、ほかに御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 グループ学習コーナーのところの談話室ですが、検討段階では、声が聞こえるとか、いろいろ課題があったと思います。表示等はどのように変わったのでしょうか。

○中央図書館長 検討段階でお示したものと、表示は基本的に変わっていません。今後、いただいた御意見を十分参考にしながら、ネーミングや、また、グループ学習の予約ですとか、あるいはその「談話」というような書き方にすると話声がうるさいなど他の利用者の迷惑になるという御意見もいただきましたので、この辺の運用ルールなどを今後十分詰めて、また、表示も工夫していきたいと考えてございます。

○羽原委員 これの実施はいつからですか。

○中央図書館長 こちら、オープンするのが今年の7月を予定してございますので、その前にはまた委員会のほうにもお示しさせていただきたいと考えてございます。

○羽原委員 僕は学校などの図書館をいろいろ使いますが、この談話室という名称は本当に迷惑なことが多いです。大学などは仕切って部屋にしているので、それはそれで音は出ないけれども、パーティションだとどうでしょうか。談話室というと談話を許容するわけだから、うるさいということを言えないわけです。ほかのフロアや部屋にすれば、それはそれでいいけれども、そうならない場合の談話室というのはどうなのでしょう。図書館の人に言っても、談話室だからいいだろうと言えば、注意のしようがないわけです。だから、僕は、学習コーナーという勉強などで集中している脇でがやがやとしていい場所を設置するということ自体、利用者の立場に十分立ってないように思います。今年の7月なら時間もあると思いますが、もう二工夫ぐらいしてほしいと思っています。

談話室にすると注意しても聞かないですよ。権利になるので、談話して何が悪いかということになります。ぜひ、利用者の立場を十分考えていただきたいと思います。

○菊池委員 私も同意見です。やはり図書館は静かなところという昔からのイメージで、話し声が聞こえると集中が乱されます。ついでに言えば、ここに携帯コーナーというのもつくっているわけですから、ここはうるさくていいよという部屋を想定しているように見えます。それならば、この隣の部屋としっかりとした仕切り、もしくは壁をつくるとか、グループ学習と談話室が隣り合わせというのも少し不自然な感じもするので、そこら辺はやはり考えていただいたほうがいいと思います。携帯電話コーナーも含めて検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中央図書館長 工事の造作は図面で決まっている部分もございまして、ここにありますようにパーティションその他の工夫。また、その運用のルールが重要だと思っておりますので、その

辺を検討したいと思います。御利用者の中には、談話というニーズもなきにしもあらずですが、そういったところとも十分調整を図りながら、適切な配置にしていきたいと考えてございます。

○羽原委員 携帯電話コーナーなど、明らかに想定されることについて十分な対応ではないということを言っているの、これから大いに検討しますというのは答弁的答弁ではあるが、実体的改善策が盛り込まれる、そんな心配が少し感じられない。以前も指摘があり、今回も指摘があり、何か工夫がないと恐らく7月以降もこうなるだろうと覚悟しているけれども、余りいいことではない。事前に分かっていることをそのまま、検討しました、でもというやり方になりがちですが、決して感心しないと僕は思います。利用者的に言うと。

○菊池委員 私も少し提案がありまして、少なくとも携帯電話に関して言えば、この1階の休憩コーナー、自動販売機コーナーがあります。そういうところに携帯電話コーナーとすれば余り迷惑かからないのではないでしょう。そういう、もう少しいろいろ考えていただければ可能な部分もあると思いますけれども。提案です。

○羽原委員 新幹線でも、電話はデッキでといった工夫があるわけです。僕はそのまま突っ走るのには反対だな。

○中央図書館長 このままということは決して考えてございませんので、今ご提案をいただいた点も十分受けとめさせていただきまして、またオープンの前には、こちらの委員会のほうにも御報告をさせていただきたい、確認の場を設けたいと考えてございます。

○羽原委員 いや、確認はいいけれども、改革をとということを言っています。検討して説明しますということを聞いているのではないのです。

○教育長 中央図書館長、談話室の必要性和静かに読書をしたいというニーズがあるわけですが、なぜ談話室をつくらなければならないのか、そこを説明してください。

○中央図書館長 談話コーナーと、どちらの利益を優先するかということでございますが、こちらはやはり図書館である以上、静かに閲覧するということの利益を優先させるべきだろうと考えてございます。

したがいまして、グループ学習や談話コーナー、また、飲食をするスペースを過年度から図書館の中に確保した関係もございまして。静かな閲覧環境との調和を図りながら、そういった部分は今現在1階のこの休憩コーナーのところで確保してございます。

そういったところで今後、図書館の中でも十分議論させていただきまして、図書館としての閲覧環境の確保というところを優先するというような考え方に立って、対応していきたい

と考えてございます。

○古笛委員長職務代理者 具体的に変更した内容について御回答はいつかいただけるのでしょうか。

○中央図書館長 はい。

○羽原委員 改革しないということを言っているのでしょうか。

○中央図書館長 このことについてどのようにするか、ここで即答するというのはできませんけれども、当然この工事が終わりましたら、備品の調達やいろいろなところに入っていきますので、その前にはお示ししていきたいと思っております。

○羽原委員 いや、そういうことを言っているのではなくて、工事が終わってから幾ら言っても遅いということを言っています。改革の方向でこれから対応しますというのならまだ余地があるけれども、今の答えだと、もうやらないよ、突っ走るよという、半分そういう可能性を示唆しているから、何度もしつこく言っています。

○中央図書館長 説明不足で申しわけございませんでした。先ほど答弁申し上げたように、図書館としての閲覧環境を優先させるという方向で改革をしております。

○教育長 図書館の中に談話室がどうしても必要なのかということです。各委員が心配をされているわけですから、その点についてはよく精査してもらって、事務局内部でも十分調整をした上で御説明をできるようにお願いしたいと思います。

○中央図書館長 はい、そのように対応させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○古笛委員長職務代理者 できるだけ何らかの形で、近いうちに御報告をいただけたらと思えます。

ほかにはございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○古笛委員長職務代理者 ほかに御質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

◆ 報告3 その他

○古笛委員長職務代理者 次に、報告3、その他ですが、事務局から報告事項、ございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○古笛委員長職務代理者 では、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 4時56分閉会